

令和4年5月23日

各位

大阪市天王寺区上本町5丁目3番15号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
(東証スタンダード コード番号 2376)
問い合わせ先
取締役専務執行役員経営管理本部長
浅田 秀樹
電話 06 - 6766 - 3333

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和4年6月29日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化をはかるとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月29日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 令和4年6月29日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (条文省略) (1)～(24) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (25) (条文省略) 第3条～第14条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(24) (現行どおり) (25) <u>古物営業法による古物商</u> (26) <u>歯科診療材料、歯科衛生用品の販売</u> (27) <u>歯科技工所の経営</u> (28) <u>医療機器、医療用備品の販売及び賃貸</u> (29) <u>医療施設の営繕及び清掃業務</u> (30) <u>医療に対するコンサルタント業務</u> (31) (現行どおり) 第3条～第14条 (現行どおり) (削除) <u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
附 則	附 則
<p>第1条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上